

第35回 外国人の権利に関する委員会

外国人の権利に関する委員会委員長 大江 修子 (50期)



日本には、多くの外国人の方が生活し、また生活しようとしています。そして、入国や在留、労働、家族及び日常生活等の多様な場面で、様々な問題に直面しています。当委員会は、彼ら・彼女らの人権擁護及び弁護士専門性の向上を目的として活動しています。

以下にご紹介するとおり、発足後の年数も構成員も、若い委員会です。40名の委員のうち半数以上は57期以降の会員であり、研修委員も14名いますが、ベテランも若手も委員会への出席率は高く、若手委員は、先輩方の知識と経験を引き継ぎながら、積極的かつ中心的に活躍しています。

1 外国人法律相談

当委員会の前身は、1990年に外国人専門の法律相談の運営体として設置された「外国人入国救済センター」です。同センターが、1994年に「外国人入国救済センター運営委員会」に改組され、1999年に「外国人の権利に関する委員会」に改称されて、現在に至っています。このような経緯からも、外国人法律相談の実施運営は、当委員会の重要な活動として位置づけられています。

(1) 法律相談の実施

現在、①弁護士会法律相談センター（LC四谷）及び②当会池袋法律相談センターにおける外国人法律相談、③東京入国管理局（品川）及び④東日本入国管理センター（牛久）の出張相談を実施している他、都内自治体や関東弁護士会連合会が毎年行う無料法律相談会に委員を派遣する等しています。

(2) 研修会の開催

毎年、相談担当者向けの研修会を主催し、出入国管理及び難民認定法、国籍法や国際私法関係等の関連諸法令や入国管理局における運用実務等、外国人法律相談において必要となる基礎知識の共有化を図っています。今年度は、6月の研修会「入管法の基礎知識と入管法改正」に加え、12月に「外国人をめぐる行政訴訟のポイント」というテーマで研修会をします。

(3) フォローアップと合同検討会

当委員会では実施する法律相談については、事後的に全ての回答内容を正副委員長が確認し、緊急にフォローアップをする必要があるものについて個別対応をした上で、他の相談担当者においても参考となる相談回答事例を選定します。選定された事例は、2ヵ月ごとに開催する合同検討会で報告、討議されます。合同検討会では、長年外国人事件の第一線で活躍されてきた先輩方から新人会員まで多数の相談担当者及び委員が参加して、選定事例に関連する様々な質問疑問を討議しており、若手会員にとって絶好の勉強の場となっています。なお、これまでの法律相談の実施とその検討の成果として、本年9月に「外国人の法律相談」（学陽書房）を出版しました。

2 外国人の人権問題への取り組み

通年であるいは複数年にわたって、外国人の人権に関わる問題について特定のテーマを定め、当会の夏期合同研究への参加やシンポジウムの開催等を通じて調査研究をし、問題解決のための具体的な活動を行っています。今年度は、入管被収容者の処遇問題に取り組むこととし、まずは東日本入国管理センターの見学会を実施の上で、同テーマで夏期合同研究に臨みました。その成果を具体的な活動につなげる方策を現在検討中です。

3 外国人支援団体との交流

毎秋季に、外国人の方の生活を支援するボランティア団体や行政窓口、大学関係者の方々との交流会を開催している他、随時若手会員と各支援団体との交流の場を設けています。

***外国人の権利に関する委員会に関する問い合わせ先**
全体委員会 毎月第1火曜日 午後3時～5時
担当事務局 法律相談課 TEL.03-3581-2234